

平成28年10月24日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**給与所得者からの個人住民税特別徴収の徹底**
－平成29年6月の給与から－

法人、個人事業主の皆様のもとには既に各市区町村から「平成29年度個人住民税特別徴収の推進について」というお知らせが届いていることと思います。

これは平成29年6月の給与からは会社又は個人事業主（以下会社等といいます）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員個人の住民税も給与から天引きしなければならなくなったということのお知らせです。

◎「特別徴収」とは

給与所得者（短期雇用者・アルバイト・パート・役員を含む全て）の個人住民税は、元来地方税法により、所得税を源泉徴収している会社等が、従業員の給与から毎月光引き（「特別徴収」）し、従業員に代わって翌月10日までに納付するのが原則です。

しかし、現状では「特別徴収」の周知・徹底が十分ではなく、従業員が市区町村から送付される納税通知書により各人で年4回納付する方法（「普通徴収」*）も黙認されていましたが、29年度からは原則通り「特別徴収」が徹底されることになったのです。

*総従業員数が2名以下の会社等は29年度以後も「普通徴収」が例外として認められます。

◎ 29年6月特別徴収開始までの手続きの流れ

- ① 平成28年分年末調整、給与支払報告書（源泉徴収票）の作成
- ② 給与支払報告書（源泉徴収票）を従業員の29年1月1日現在の居住地の市区町村に提出
・・・平成29年1月31日まで
（この給与支払報告書（源泉徴収票）により各人の平成29年分住民税が決定）
- ③ 各市区町村より会社等に個人住民税の特別徴収額（毎月の給与からの天引き額）の通知書及び納付書（平成29年6月分～平成30年5月分）が送られてきます。
・・・平成29年5月31日までに
- ④ 特別徴収額通知書に基づき各従業員の6月の給与から個人住民税を天引き（「特別徴収」）
- ⑤ 送付されてきた29年6月分納付書により、特別徴収した個人住民税を金融機関で納付。
・・・平成29年7月10日までに
- ⑥ 7月以後平成30年5月までの給与につき上記④、⑤の繰り返し

◎ 特別徴収に関するその他の手続き

- ・従業員が退職した場合・・・退職月の翌月10日までにその従業員の住民税納付先の市区町村に異動届を提出し、特別徴収を中止し、特別徴収できなくなった住民税残額は従業員が各人で個別に納付（「普通徴収」）してもらうこととなります。（ただし、退職が翌年1月1日から4月30日の場合は最終の給与から住民税残額を一括徴収し翌月10日までに納付）